

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公開番号】特開2010-193220(P2010-193220A)

【公開日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-035

【出願番号】特願2009-35974(P2009-35974)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 N 5/765 (2006.01)

H 04 N 5/93 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 4 0 A

H 04 N 5/91 L

H 04 N 5/93 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月17日(2012.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動画コンテンツを記録するコンテンツ記録部と、コマーシャルメッセージを記録するコマーシャルメッセージ記録部と、前記コマーシャルメッセージ記録部から読み出したコマーシャルメッセージおよび前記コンテンツ記録部から読み出した動画コンテンツを再生するとともにコマーシャルメッセージの再生回数を制御する制御部と、前記制御部により再生されるコマーシャルメッセージおよび動画コンテンツを表示する表示部を有することを特徴とするコンテンツ鑑賞装置。

【請求項2】

前記制御部は、所定の再生回数に達したコマーシャルメッセージについて以後の再生を行わないことを特徴とする請求項1記載のコンテンツ鑑賞装置。

【請求項3】

コマーシャルメッセージの再生を中断することを可能とするとともに再生回数が不足しているコマーシャルメッセージについてその中断を禁止する中断制御部を有することを特徴とする請求項1記載のコンテンツ鑑賞装置。

【請求項4】

動画コンテンツを記録するコンテンツ記録部と、コマーシャルメッセージを記録するコマーシャルメッセージ記録部と、前記コマーシャルメッセージ記録部から読み出したコマーシャルメッセージおよび前記コンテンツ記録部から読み出した動画コンテンツを再生するとともにコマーシャルメッセージの中断指示に応じその中断を制御する制御部と、前記制御部により再生されるコマーシャルメッセージおよび動画コンテンツを表示する表示部を有することを特徴とするコンテンツ鑑賞装置。

【請求項5】

前記制御部は、コマーシャルメッセージの中断指示が所定の回数に達したコマーシャルメッセージについて以後の再生を行わないことを特徴とする請求項5記載のコンテンツ鑑賞装置。

【請求項 6】

動画コンテンツを記録するコンテンツ記録部と、コマーシャルメッセージを記録するコマーシャルメッセージ記録部と、前記コマーシャルメッセージ記録部から読み出したコマーシャルメッセージおよび前記コンテンツ記録部から読み出した動画コンテンツを再生する制御部と、前記制御部により再生されるコマーシャルメッセージおよび動画コンテンツを表示する表示部と、コマーシャルメッセージの再生または中断の回数を報告する報告部とを有することを特徴とするコンテンツ鑑賞装置。